


福岡アジアビジネス特区

都道府県名：	福岡県	
申請主体名：	福岡県、福岡市	
区域の範囲：	福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）	
特区の概要：	<p>福岡アジアビジネス特区は、アジアビジネスの拠点を目指すにふさわしい福岡の地域的・歴史的・経済的な特性を活かすこととする。</p> <p>外国人研究者や外国人情報処理技術者などの海外の人材の活用や産学連携の促進、博多港の港湾機能強化等のための規制の特例を適用することにより、博多港の国際ゲートウェイ機能を強化しながら、アジアでのビジネス展開を目指す国内外の企業やベンチャー企業の集積を加速させる。</p>	
適用される規制の特例措置：	学校設置会社による学校設置事業	



サイバー大学が入居する
シーマークビル



サイバー大学外観